

IMO 第 88 回海上安全委員会(MSC88)審議結果概要

国際海事機関(IMO)の第88回海上安全委員会(MSC88)が、2010年11月24日から12月3日までロンドンにて開催され、防火設備、救命設備および航行安全設備等に関する審議が行われた。概要は以下のとおりである。

1. 防火設備関連

(1) 車両積載区域・RO-RO 区域間の防熱保全性強化(SOLAS 条約改正)

【経緯】

2008年11月に開催されたMSC85において、中国より定員36人以下の旅客船と貨物船の車両積載区域・RO-RO 区域間の隔壁および甲板の防熱保全性に関する SOLAS 条約改正が提案され、検討が開始された。2010年4月に開催された第54回防火小委員会(FP54)において、当該隔壁および甲板の防火構造要件を強化する SOLAS 条約第 II-2 章改正案が合意された。今次会合においては、FP54 で合意された同改正案が審議された。

【審議結果】

FP54 で合意された同改正案は、特段異議なく承認され、MSC90(2012年5月開催予定)において、採択される予定となった。

(2) 非常用消火ポンプの揚程に関する IMO 統一解釈

【経緯】

固定式非常用消火ポンプの吸込揚程は、SOLAS 条約で参照している火災安全設備のための国際コード(FSSコード)において、船舶の就航中に起こり得るすべての傾斜および揺れを考慮して決定することが定められている。2010年4月に開催された FP54 においては、非常用消火ポンプの作動条件(Even keel でプロペラの 2/3 が没水の静的な状態および承認された復原性資料に基づいたバラスト入港状態においても作動すること等)を明確化する IMO 統一解釈が合意された。

今次会合においては、適用日を MSC サーキュラー承認日とする同統一解釈案が提案されていた。これに対して、現行の非常用消火ポンプの配置によっては、大幅な設計変更が必要となることから、わが国より同統一解釈の適用を1年間遅らせるよう提案していた。

【審議結果】

わが国提案が多数の支持を集め、同統一解釈は、適用対象を2012年1月1日以降に建造される船舶とし、承認された。

2. 救命・航行安全設備関連

(1) 救命艇の事故防止策

【経緯】

操練等において救命艇の落下事故が多発したことを受け、安全性向上のため、救命艇の離脱装置の性能要件を強化した国際救命設備コード（LSA コード）改正案および同性能要件に適合していない救命艇の離脱装置の換装を義務付ける SOLAS 条約第 III 章の改正案（既存船を含む全ての船舶が対象）が、MSC86（2009年5月開催）において承認された。その後、2010年2月に開催された第53回船舶設計・設備小委員会（DE53）において、LSA コード改正により要件に適合しない現存救命艇の離脱装置の評価方法に関するガイドライン(GL)案が合意されたが、MSC87（2010年5月開催）では同GL案の合意に至らなかったため、引き続き検討されることとなった。今次会合では、2010年10月に開催された中間会合で検討されたGL案、MSC86で承認された SOLAS 条約改正案および LSA コード改正案の審議が行われた。

【審議結果】

主要船籍国および海運団体等は、同GL案の審議が不十分であり、当該SOLAS条約改正案等の採択は時期尚早であるとしたのに対し、先進国および製造者団体は早急に合意すべきと主張し、意見が分かれた。

このため今次会合でも合意に至らず、2011年3月に開催される DE55 およびその直前に中間会合を開催し、引き続き検討することとなった。

なお、SOLAS 条約第 III 章改正案の適用日は、2014年7月1日とすることが合意された。

(2) 船速距離計の設置要件に関する解釈

【経緯】

SOLAS 条約第 V 章第 19 規則において、総トン数 300 トン以上の船舶(旅客船はすべて)には、対水速力を表示する船速距離計が要求されており、総トン数 50,000 トン以上の船舶には、前方および横方向の対地速力を表示する船速距離計が要求されている。

2010年7月に開催された第56回航行安全小委員会（NAV56）において、国際船級協会連合（IACS）より、同規則の適用上、船速距離計の設置要件に関する解釈の明確化について提案され、検討が開始された。今次会合においては、①1つの機器で対水速力および対地速力の測定を許容する案、および②対水速力用および対地速力用の機器を独立して設けるとする案が提示された。

【審議結果】

対水船速距離計と対地船速距離計を独立して設けるとの解釈案が多く、多くの国より支持されるとともに技術的な検討が必要であるとの意見が出されたことを踏まえ、2011年6月に開催される NAV57 において、船速距離計の性能基準見直し作業を行うことが合意された。

(3) シンガポール海峡分離通航帯（TSS）夜間横切り船の灯火

【経緯】

NAV56において、インドネシア、マレーシア、シンガポールより、シンガポール海峡のTSSを夜間横切る船舶に対し①TSSの西航路を横切り東航路に入る場合、および②TSSの東航路航行船

が西航路を横切る場合は、緑色全周灯縦3連の表示を規定することが提案された。審議の結果、海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約（COLREG条約）の改正は直ちに実施できないため、同改正まで暫定的な勧告としてMSCに承認を求めることが合意された。これを受けて、今次会合では、シンガポール海峡を航行する船舶の灯火に関する暫定勧告が審議された。

【審議結果】

NAV56で合意された暫定勧告案が、特段異議なく承認された。

以上

(海務部)